

(広報資料)

令和 5 年 7 月 31 日
京都市都市計画局
〔担当 住宅室すまいまちづくり課〕
〔電話 075-222-4016〕

崇仁地域における市有地の一部の活用に係る契約候補事業者の公募について

京都市では、崇仁地域における市有地の一部について、「崇仁地域における市有地の一部の活用に係る契約候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設け、活用方法や事業者を選定する方法などを検討することとしております。

この度、令和 5 年 7 月 24 日（月）に開催された第 1 回選定委員会における募集要項の審査を経て、「公募型プロポーザル方式」により契約候補事業者を公募しますので、お知らせします。

記

1 本市有地の概要

所在地	京都市下京区郷之町 16 番 ※本物件は、土地区画整理事業区域内にあり、京都市下京区郷之町 148 番外 22 筆の仮換地です。
敷地面積	720.69 m ²
公法上の 規制等	・商業地域（建ぺい率 80%、容積率 600%） ・31m 第 1 種高度地区 ・防火地域 ・沿道美観形成地区 ・屋外広告物：沿道型第 5 種地域 ・高度利用地区（京都駅周辺 A 地区）

2 活用条件（主なもの）

(1) 活用計画

ア 将来構想の実現に資する活用

若者、子育て世帯をはじめとする定住人口増加への対応と併せて、生活を支える商業・医療・福祉・業務などの機能の充実に資する計画の提案

イ 地域のまちづくりへの貢献

地域との交流促進や、地域防災への協力など、地域のまちづくりに資する計画の提案

ウ 地域経済の活性化

新たな雇用の創出、市内事業者の活用など、地域経済の活性化に資する計画の提案

エ 都市の成長戦略への貢献

令和3年8月に策定した「行財政改革計画」に掲げる「都市の成長戦略」に資する計画の提案

(2) 最低売却価格

¥727,900,000-

(3) 活用計画の履行

所有権の移転後は、速やかに活用計画を実施し、所有権の移転の日から起算して10年間は、本物件を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権等の設定をしてはなりません。

3 契約候補事業者の決定方法

申込者から提出された書類を基に、契約候補事業者選定委員会において活用計画を審査のうえ、契約候補事業者を選定します。

なお、審査にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

4 スケジュール（予定）

募集要項の配布	令和5年7月31日（月）～令和5年10月20日（金）
基礎資料の閲覧	令和5年7月31日（月）～令和5年10月20日（金）
現地見学会	第1回 令和5年8月10日（木）午前10時から正午 第2回 令和5年8月23日（水）午前10時から正午
質疑の受付期間	令和5年7月31日（月）～令和5年8月28日（月）
申込書類の受付期間	令和5年10月11日（水）～令和5年10月20日（金）
選定委員会	令和5年11月以降
契約候補事業者の決定	令和5年11月以降
契約締結・売買代金納入	令和5年度中
所有権移転等の登記	令和5年度中

5 募集要項の配布

詳細は「崇仁地域における市有地の一部の活用に係る契約候補事業者選定のための募集要項」を御参照ください。

以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000315068.html>